

意見書 (平成15年度第4回)

三重県公共事業再評価審査委員会

1 経過

平成15年10月23日に開催した平成15年度第4回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より水道事業1箇所、下水道事業3箇所、街路事業3箇所の審査依頼を受けた。

各審査対象事業に関して、県、市、町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 水道事業

2番 北中勢(北勢系第2次拡張)

2番については、平成10年度に事業着手し、5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

ただし、経済的効果的な観点から、今後は、当事業のように多額の費用を長期にわたって投資するような公共事業を計画する場合は、多様な可能性との比較検討を行い、その結果を説明すべきである。

(2) 下水道事業

110番 朝明都市下水路

111番 亀山市流域関連公共下水道

112番 菰野町流域関連公共下水道

110番、111番、112番については、平成6年度に事業着手し、概ね10年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

ただし、費用対効果分析にあたっては、単独浄化槽が入手不可能な現状から判断して代替法として採用することは疑問である。

(3) 街路事業

32番 駅前高塚線外1線

33番 東町野登線

34番 秋葉山高向線外1線

32番、33番、34番については、平成6年度に事業着手し、概ね10年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

ただし、複雑な計算や、それに代わる仮定条件をおいた簡便法による費用対効果分析は、県民がその計算過程や結果を理解できるよう説明されたい。